

単独通所事業 令和6年度（2024年度）利用児募集要項 追加募集

独通所事業は、子どもの育ちにあった小さな集団での遊びや生活を通して、気持ちが通い合う関係の土台づくりや自信や意欲など子どもの持てる力が発揮され、生活する力をつけていくなど、一人ひとりの子どもにあった育ちを支援します。



発達支援あゆみは令和6年1月より「豊中市立児童発達支援センター」内（稲津町1-1-20）に移転しました

1. 対象・募集定員

豊中市内に在住し、児童発達支援を受けるための受給者証をお持ちの

平成30年（2018年）年4月2日～令和3年（2021年）4月1日生まれのお子さま

2. 利用時間

平日 月曜日から金曜日の10:00～14:00（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み）

- ・送迎バスがあります（別途、市の事業委託としての実施）。なお、お住まいの地域によっては、自力通所をお願いすることもありますのでご了承ください。
- ・給食があります（別途、市の事業委託としての実施）。また、年に数回、弁当日を設ける予定です。
- ・新しく利用される方は、療育開始して2週間は週5日の親子通所となります（お子さまの様子によっては、親子通所の期間を延長することもあります）。
- ・毎月2回程度、保護者に療育参加していただく“親子通所日”や“親子行事”を予定しています。
- ・保護者向けの研修会や個別面談等で、保護者のみで来所していただく日もあります。

3. 利用料

児童発達支援利用については、国が定める幼児教育・保育の費用の無償化の実施に伴い、就学前の児童の発達支援に係る費用は無償化（無料）となります。

- ・他の児童発達支援事業所をご利用の方は、同日のサービス利用はできませんので、ご了承ください。
- ・利用にあたっては、児童発達支援利用のための受給者証の申請が必要です。
- ・給食費は別途徴収させていただきます。

4. 利用申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、豊中市立児童発達支援センターまで郵送または直接ご持参ください。

申込前に見学をされていない方は、見学日程の調整をいたしますので、豊中市立児童発達支援センター【通所部門】06-6676-7890 までまずはお電話ください。

※こども園と並行しての利用はできません

※療育中は電話に出られないこともありますので、お電話は療育終了後の平日14:00～17:00の時間帯におかけいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ：豊中市立児童発達支援センター【通所部門】

住所：〒561-0854 豊中市稲津町1丁目1番20号1階

TEL：06-6676-7890 FAX：06-6676-7889